

# 事務事業事後評価シート[平成29年度事業]

## 1. 基本情報

■事業の担当課	生活環境部環境政策課		■担当係	環境保全係
■評価事業名称	専任環境保全監視員設置事業			
■事業開始年度	平成20年度			
■評価事業コード	030200 - 105	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	04 美しい環境と心を守り育てるまちづくり		
	■基本施策	01 地球環境保全の推進		
	■施策	02 環境監視体制の強化と公害の防止		
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)		■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの			
■法令等の名称	北上市専任環境監視員設置規則(H20年4月1日施行)			
■関連計画の名称	北上市環境基本計画			
■事業の目的と概要	市民が安全に、安心して暮らせるように、環境汚染の兆しをパトロールで早期に発見し、公害の発生を未然に防止する。【環境監視員の役割】 <input type="checkbox"/> 工場、事業場等の施設の監視パトロール <input type="checkbox"/> 法令等に基づく立入検査補助 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止するための監視パトロール <input type="checkbox"/> 油流出事故等突発的な事案の対応補助			

## 2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成29年度事業計画	平成29年度事業量実績
01	専任環境保全監視員設置事業	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所立入補助</li> <li>・水質事故等への対応</li> <li>・空間放射線量測定</li> <li>・公害苦情への対応</li> <li>・市内の環境監視パトロール(ほぼ毎日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所立入検査補助 210件</li> <li>・油事故等対応 30件</li> <li>・空間放射線量測定 52回</li> <li>・公害苦情対応補助 40件</li> <li>・市内の環境監視パトロール(ほぼ毎日)</li> </ul>

## 3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
直接事業費	3,762	3,935	1,914	2,028	
人件費	2,382	1,787	2,068	1,169	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	6,144	5,722	3,982	3,197	

## 4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	26年度	27年度	28年度	29年度	指標の説明
01	環境監視パトロールの実施	ほぼ毎日実施(立入や事故対応以外の時間帯)	ほぼ毎日実施(立入や事故対応以外の時間帯)	ほぼ毎日実施(立入や事故対応以外の時間帯)	ほぼ毎日実施(立入や事故対応以外の時間帯)	監視パトロールの実施状況
02	事業所への立入件数	275件	262件	221件	210件	測定や届出内容確認のため事業所へ立入した件数
03	公害苦情発生件数	49件	50件	37件	40件	当該年度の公害苦情発生件数

# 事務事業事後評価シート[平成29年度事業]

04	油流出事故等の対応件数	30件	35件	20件	30件	油流出事故等の突発事案への対応件数
----	-------------	-----	-----	-----	-----	-------------------

## 5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

### ■目標達成状況

- A. 順調
- B. 概ね順調
- C. 遅れている

### 達成状況の分析

年度により苦情発生や油事故等の発生件数に増減は見られるものの、大規模な環境汚染事故は発生していないことから、公害の発生抑制に寄与している。また、権限移譲事務に基づく事業所への立入により、公害の未然防止に向けた各事業所の意識高揚に大きく貢献している。

### 問題点・課題等

監視員の日常的なパトロール活動による成果や効果の把握が難しい。

### 1. 直接的な受益者の範囲

- 不特定多数に及ぶ
- 特定されるが多数に及ぶ
- 特定少数に限定される

### 2. 国・県・民間との競合関係の有無

- 類似の事業はない
- 類似の事業はあるが競合はない
- 類似の事業があり競合する

### 3. 事業廃止の影響

- 大きな不利益やリスクが生じる
- ある程度の不利益やリスクが生じる
- 不利益やリスクは小さい

### 4. 市民生活・企業活動への影響

- 市民生活・企業活動の維持に不可欠
- 市民生活・企業活動の維持の向上に必要
- 市民生活・企業活動の維持の向上への影響は少ない

### 5. 事業廃止の影響を受ける受益者の割合

- 1. で選択した人の大多数(70%程度)
- 1. で選択した人の半分程度(50%程度)
- 1. で選択した人の少数(30%程度)

### 6. 事業へのニーズの変化

- ニーズが高まっている
- ニーズは変わらない
- ニーズが低下している又は合致しない

### 7. 施策の改善需要度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

### 8. 施策の優先度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

### 9. 他市町村に比較しての優位性

- 先進的またはユニークな事業である
- 他と同程度の事業である
- 遅れている事業である

### 10. 実施主体の代替性

- 民間委託等の拡充は難しい
- 民間委託等の拡充が十分に可能
- 全部委託や実施主体の移行が可能

### 11. 経済性・効率性の向上

- 今以上の効率化や改善は難しい
- 効率化や改善を図ることは十分に可能
- 効率化や改善の余地が大きい

### ■事業の見直し方策(評価項目2.4の補足説明含む)

事業が廃止されると、事業所への立入件数が減少するため、公害防止における監視レベルが低下するほか、権限移譲に伴う事務処理交付金の減額など費用対効果の悪化が懸念される。

### ■今後の方向性

- I. 拡充
- II. 継続
- III. 縮小
- IV. 廃止・休止
- V. 完了